

令和3年第2回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和3年2月12日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和3年2月12日
2. 閉 会 令和3年2月12日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和3年第2回西会津町議会臨時会会議録

令和3年2月12日（金）

開 会 11時05分

閉 会 11時45分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩淵東吾
副町長	大竹享	農林振興課長	矢部喜代栄
総務課長	新田新也	建設水道課長	石川藤一郎
企画情報課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	成田信幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江添信城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉木周司
健康増進課長	小瀧武彦	生涯学習課長	五十嵐博文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局主査	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和3年第2回議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年2月12日 午前11時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第12次）

閉 会

○議長 ただいまから、令和3年第2回西会津町議会臨時会を開会します。(11時05分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり1件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番、上野恵美子君、10番、青木照夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月12日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日2月12日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第12次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第12次)の調製について、ご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。今冬の豪雪に対応するため、除雪委託料や高齢者世帯等を対象とした、除排雪費用助成事業などに係る経費を追加計上したほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業費を予算計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算（第12次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,945万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、76億9,499万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金1,983万8千円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。

2項5目、教育費国庫補助金80万円の増は、学校保健特別対策事業費補助金の追加計上であります。

17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金5,881万2千円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

7ページをご覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項12目、総合交通対策費123万6千円の増は、駅駐輪場の屋根の雪下ろしに係る手数料3万6千円、及びバス・タクシー事業者に係る新型コロナ対策交通事業者支援金120万円の計上であります。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費2,266万7千円の増は、高齢者世帯の雪処理支援に係る旅費3万円、需用費9万円、委託料56万8千円の追加及び高齢者世帯等に係る除排雪費用助成費500万円の追加、新型コロナウイルス感染症の影響により、診療収入が減少した診療所の経営安定のための国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金1,697万9千円の追加計上であります。

2項2目、児童措置費180万円の増は、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、感染リスクが高い業務を行う認定こども園の従事者に対する慰労金の新規計上であります。

8ページをご覧ください。

8款、土木費、1項2目、道路維持費5,203万5千円の増は、今冬の豪雪に伴う除雪委託料の追加計上であります。

10款、教育費、1項2目、事務局費171万2千円の増は、小中学校における新型コロナウイルス対策に係る加湿空気清浄器などの消耗品139万6千円、施設周辺の除排雪に係るシルバー人材センター委託料7万4千円、サーモカメラ購入に係る備品購入費24万2千円の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　1点お尋ねをいたします。

7ページになりますが、除排雪費用助成費ということで500万円あがっておりますが、

この対象者の条件、それから申請件数及び現在までの実績、それから事業者等の内容、それから単価当たりどのぐらいかかるのかというようなこと、もし分かれば教えてください。
以上です。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは除排雪費用助成事業についてのご質問にお答えいたします。

この除排雪費用助成事業の対象者でございますが、町内に住所があつて住民税が非課税世帯であります高齢者、高齢者といいますのは75歳以上の方を高齢者としております。そういった高齢者の方ですとかが子どもさんと同居している、もしくは障がい者の方と同居しているといった高齢者世帯、さらに障がい者世帯、母子世帯等ということで対象にしてございます。対象世帯が令和2年度では488世帯でございます。

なお、今年度当初予算で計上しております事業に対して、254件申請いただいておりますので、およそ52パーセントの世帯からの申請が今現在あがっているところでございます。

今回の補正の考え方といたしましては、およそ500世帯が1回目の当初予算の予算分、さらに今回の補正予算の追加分でおおよそ8割程度の申請がなされるのではないかとということで、当初予算300万円と今回の500万円合わせて800万円の予定をしているところでございます。

続きまして、事業所でございますが、事業所については登録した事業所、個人、法人、除雪をやっていただく方それぞれいらっしゃいます。町に登録をしていただいて、それでこの助成券を使って除雪作業を行った事業所に対して、町から助成金を支出するといった流れでございます。

なお、件数につきましては107事業所、個人も含めてでございますが、その登録が今現在でございます。なお、費用につきましては、各除雪業者で定めている費用ということでございますので、町としてはその費用については把握してございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤 私も1点、そこの上の段の雪処理支援業務委託料に関してでありますけれども、この制度の確認の意味も含めまして、制度と、それから町からの処理を支援してもらう条件、あと認定の仕方とか、現状といったものの説明をお願いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは雪処理支援事業についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

雪処理支援事業につきましては、対象者を65歳以上の高齢者世帯、また障がい者世帯、母子世帯を対象といたしまして、自力での除雪が困難な世帯、さらに近くにいらっしゃる子どもさんですとかご兄弟、親族の方からも支援が受けられない世帯を対象としてございます。なお、大枠では非課税世帯といったところも先ほどの除排雪費用助成事業と同じ取り扱いとしているところでございます。

本年度の対象世帯は27世帯でございます。27世帯に雪処理支援隊8名で、それぞれ3班

体制によりまして担当地区を決めて、支援をしているというのが今現在の実態でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体の説明は分かったんですが、その子どもが近くにいるというのは、どの範囲を近くとか遠くとかという算定しているのか。

それと、その申請するのはどんな方法、要するに民生委員の人が申請するのか、それを町側ではきちんと調べて、それを認定してやっているのか、その辺がちょっとまだ一般の人には分かってないみたいですので、その辺詳しく説明してください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

この対象者につきましては、降雪前に民生児童委員の皆さんに、各担当地域の対象者の洗い出しをお願いしているところでございます。それをさらに関係機関でございます、社会福祉協議会や町の地域包括支援センター、また町の担当課、高齢福祉あとは健康増進担当する部署で対象者についてさらに検討会議で判定をいたしまして、それで最終的に27世帯という数字にしてございます。

また、民生児童委員の皆さんから対象としてあげられたご家庭に、まずそういった対象であることをお伝えいたしまして、その支援が必要なかどうかというところも確認をしながら、現在対象者を決定しているところでございます。

続きまして、子どもさんが近くにいらっしゃるかどうかという捉え方でございますが、こちらにつきましては、やはり降雪につきましては、いつ何時雪が降るかどうかというのが天候によって変化するわけでございますけれども、そういった天候の変化に対応できる、日常生活を営むにあたって支援が受けられる形で、近隣に子どもさん含めたご家族がいるかどうかということで判断させていただいて、なおかつ、これは各対象者の方に聞き取りをして、そこで子どもさんが近隣の市町村にいるけれども、なかなか行ったり来たりが日常的には厳しいといったところであれば、それは支援対象にさせていただくというふうな判断でございますので、個々の対象者の方に応じて対応をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認します。その認定は町が責任を持って決定していると理解してよろしいですか。

どうしてもね、その認定だなんだ、どうしてもみんなやってもらいたいからさ、そんな子どもが近く、若松にいるんだか隣の坂下にいるんだか分かんないけどさ、来れないと言えばそれで終わってしまうわけだから、その辺がやっぱり近所の関係というか、同等の人たちの不公平感というのはおかしいけど、なんであの人ができてうちができないんだっていう話が相当出ますので、その辺の認定というのはしっかりと皆さんに理解できるような形でやってもらわないと、いいことをやって文句言われてたんでは話しにならないわけだから、その辺をしっかりと町の責任でやっていますというような形での説明をお願いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは再々質問にお答えいたします。

この雪処理支援の対象世帯の決定につきましては、その方の日常生活をつぶさに把握いたしまして、対象とさせていただいております。なお、決定につきましては町が責任をもって決定しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　重複する質問になるかもしれませんが、除排雪費用の助成事業の中で、これ今度除排雪した登録された事業者、個人事業所ありますけれども、その除排雪した事業所・個人に対しての支払いのスケジュール、タイミングっていうのはどのような形になっているのか。

私調査したわけではないけども、一生懸命やったけども、なかなか申請してるんだかしてないんだか、入金が遅いなんて話もちらっと小耳に挟んだものですから、そのスケジュールはどうなってるのかお示してください。

あと、今回は一番大きなのは除雪費用なんですけれども、除雪費の総額、今年は当初と含めて総額なんぼになるんだか。この前総務課長、調べておいてってことと言っておきましたので、この補正で除雪費がどのぐらいになったのか。昨年との比較をしたいわけなんです。昨年はどのぐらいになったのかも合わせてお示しいただければいいと思います。

あと町長の話しでもありましたけれども、やっぱり除雪に関して事故防止に努めるというような話ありましたけれども、この豪雪によって、いわゆる雪庇の崩落あるいはそんな話を聞くわけですけども、今現在、落雪あるいは除雪中のけが・事故等の報告はなかったのか、注意喚起は防災行政無線でやってるんだらうけども、今後も含めてどのような形でやるのかお示してください。

あと一番最後にありますけど、サーモカメラを購入するということがあります。皆さんも感じてるかもしれませんが、役場に設置しているサーモカメラいろんなところにありますけれども、ものすごく感度が悪いという話よく聞きます。私も実際反応するの半分くらいです。何回か額をなでながらこうやってみても、なかなか反応が悪いという話も聞きますが、その辺の対応はどうなのでしょう。カメラが悪いんだか測り方が悪いんだか分かりませんが、それもちっと私どうなんだか、そんなところもちっと気になるものですから、機種選定に関してね、どのようなことを考えてるのか。

あと、今次補正にはできませんが、12月の補正で、2回ともふるさと納税で5千万補正してまた5千万、総額1億5千万のふるさと応援寄附金に対応できるように歳入歳出とも補正をしたわけですけども、大変うれしい限りで1億5千万、変わるかもしれないですよ。ふるさと納税超えたということで、私はいわゆる返礼品とか事務経費、今補正で出るのかなということでありましたけれども、出ないんで、1億5千万越えても、そのいわゆる事務経費とか返礼品の予算措置はもう大丈夫なのか、その辺を合わせてお尋ねします。

○議長　ふるさと納税については、別の機会に聞いてください。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、除排雪費用助成事業の支払いの件についてお答えいたしたい

と思います。

この事業につきましては、助成券を利用される高齢者等の皆さんが除排雪を依頼して、依頼された登録した事業者が除排雪を実施した際に、その券を除排雪の費用として受け取って、それを町のほうに請求をしていただくという流れになってございます。ですので、その実施後に高齢者の皆さんからいただいた給付券をまとめて担当課に請求される方もいらっしゃいますし、その都度、助成券が手元に来た際に請求される事業者の方もいらっしゃいます。

基本的に担当課といたしましては、そういった事業者から請求を窓口で受け取った際には、速やかに会計処理をいたしまして支払いしたいということで、基本的には窓口にいただいてから2週間程度の日ちをいただきながら、その費用につきましては指定された口座に入金しているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 除雪費の関係でお答えいたします。今次補正の後ですけれども、総額がありますが、除雪機械とかそういったものは除いた純粋な委託料ですとか燃料費ですとか修繕費で、2億3,576万ほどになる予定です。昨年度も申し上げますと、機械の購入ですとか、様々工事費等を除いた純粋な、いわゆる除雪費を申し上げますと、昨年度で1億2千万ほどでございました。

それから雪庇・けが・事故等それらの周知というようなことでございますけれども、雪庇につきましては、ご指摘のとおり気温が上がり緩んできますと、落ちたり崩落したり雪崩というようなことが想定できますので、すでに対策としては腕の長いロングアームのバックホーを手配しまして計画的に執り行うという予定でございます。

現時点で、けが事故等の大きな報告はございません。周知方法につきましては今回コロナ禍で自治区長さんを集めた事業説明会はできませんでしたが、その資料の最後のほうに危険防止・事故防止・安全第一、そういったところをお願いしております。あとはホームページ、あとは町の広報紙。様々な方法で注意喚起を図っているということで、今後も万全な体制をとってまいりたいと思います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 教育費の学校施設管理用備品購入費の中で、サーモカメラについてのお尋ねがございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

このサーモカメラにつきましては、今年1月6日に町内の団体から小学校・中学校それぞれ1台ずつ寄贈いただいたものがございます。それが大変学校のほうで使用している中で、便利にかつ有益に使っているということもございまして、ただそれぞれ学校入口が複数箇所ございますので、それぞれ小学校・中学校とも1台ずつ増設をしたいという要望がありましたので、今回補正に計上させていただいたものでございます。

町内団体から寄贈いただく際に、小中学校向けに営業されている業者さんのいろんな提案の中から、団体さんの予算の範囲で寄贈をいただいたわけですが、今回、町の予算に計上していますものも同じもので支障がないということでございますので、それで計上をしているところでございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長　それでは町民税務課から、入っている情報、事故等につきましてご答弁いたします。

まず除雪中での事故でございますが、救急対応された件数で報告を受けているものにつきましては6件ございました。いずれも家庭での除雪中での事故ということでございます。また今冬の雪によって、空き家の玄関1棟が玄関のみつぶれたというところで、報告を受けてございます。

あと、停電につきましても3回の停電と、電気を切って倒木を除去するというような計画停電については2カ所ほどございました。

なお、事故防止等につきましては、町民税務課でも防災無線、あとは全戸配布チラシで事故防止等の周知を図っているところでございます。空き家につきましても、空き家の所有者には今冬の雪の関係で適正な管理をお願いしますというような通知も差し上げてございます。

使えるところはケーブルテレビも活用しまして、今後も事故防止に係る周知をしていきたいと考えてございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　事故防止には当然努めていただきたい。以前にも雪庇が崩落して車が巻き込まれたなんていう事故もありましたので、これから気温が緩んでくるとそういうことも十分注意しなきゃいけませんから、それは今後も引き続きパトロールと、やっぱり広報活動、啓蒙活動をしていただきたいと思っております。

あとサーモカメラ、学校教育課ばかりでなくて、これから増設等を考えているところがあれば、やっぱり機種は比べて選んだほうがいいのかないかなという思いがします。

寄贈されたものは、それは文句を言ったら失礼になりますから、ありがたく使わせていただいて、これから別に購入しよう、更新しようなんていうときは、もう少し感度が良くてもいいのかなと私思いますので、その辺のご見解をお示してください。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　サーモカメラのおただしにお答えいたします。

役場庁舎にも2台設置してございまして、正面玄関の入り口、入ってすぐのところにも1台ございます。先ほど議員おっしゃったとおり反応する場合と、なかなか時間がかかる場合があります。業者に聞いたところ、やっぱり寒さ、気温が低いとなかなか反応しづらいような話を聞いてございます。

これから暖かくなれば、反応はすぐするようになると思っておりますけども、また来年の冬寒くなった場合、反応しない恐れがございますので、そこらは機種の変更等々踏まえて今後対応してまいりたいと考えてございます。

○議長　よろしいですか。ほかに。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　私も3款、民生費の中の先ほどの同僚議員の除排雪費用助成費、これ500万なんですけど、先ほど対象者が488人というようなことで説明あったわけなんですけど、申請者が200何十人かな、そういうことで、ちょっとなんか対象者にしては少ないというか、申請がね。これについての考え方っていいですか。やはり自力で除排雪ができるから申請

をしないんだと、というようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 除排雪費用助成事業についてのご質問にお答えいたします。

議員がおただしのように、対象者となりますのは 488 世帯。現在まで申請いただいておりますのが 254 世帯ということで、およそ 52 パーセントの方からの申請にとどまっております。

この残りの 48 パーセントほどの未申請の方についての申請しない理由については、ちょっと調査したわけではございませんので、考えられるところで申し上げますと、議員がおっしゃるように、自力での除排雪が今のところ可能であるというふうな見方が強いのかなというふうに感じております。

なお、以前豪雪対策本部が設置された際に除排雪の同じ事業をやっておった実績もあるわけなんですけど、その実績をみてみましても、やはり同程度の 5 割から 6 割程度の対象世帯の利用率というふうになっているのが現状でございます。

ただ今冬、雪によって非常に生活が支障を来している場面が多くございましたので、今回追加で助成券を配布する際に、未申請の方についてもこの事業のお知らせをしながら、ぜひ有効に活用していただきたいということで、利用者の件数についても増やしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今説明で分かりましたが、高齢になって、やはり申請もめんどくさいとか、できないってような方も、もしかしているかもしれませんので、その辺は十分に検討されて、一人でも多くやっていただくような、資料の配布とか周知をしていただいて、一人でも多くの方がやれるような、そういうような助成事業でやっていただきたいと思っております。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

町といたしましても、せっかくこういった有効な事業ございますので、こういった冬期間の生活を安心して暮らしていただくために、そういった高齢者の方ですとか、なかなか申請作業が煩わしいといった方などは、ご近所などの協力などを得ながら、申請したいのに申請できないといったことのないように、窓口なども新郷連絡所、また奥川みらい交流館の奥川支所なども申請窓口として設置してございますので、そういったものも含めて広く町民の皆さんに再度事業の周知を行って、この利用率の増高に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第12次)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、今冬の豪雪による除排雪経費及び新型コロナウイルス感染症対策などに係る補正予算についてご審議をいただいたところではありますが、原案のとおりご議決を賜り厚く御礼を申し上げます。

今後も、町民の皆さんの安全・安心の確保に向けて鋭意取り組んでまいりますので、議員各位のご理解ご支援を衷心よりお願い申し上げまして閉会のあいさつといたします。

○議長 これをもって令和3年第2回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時45分)